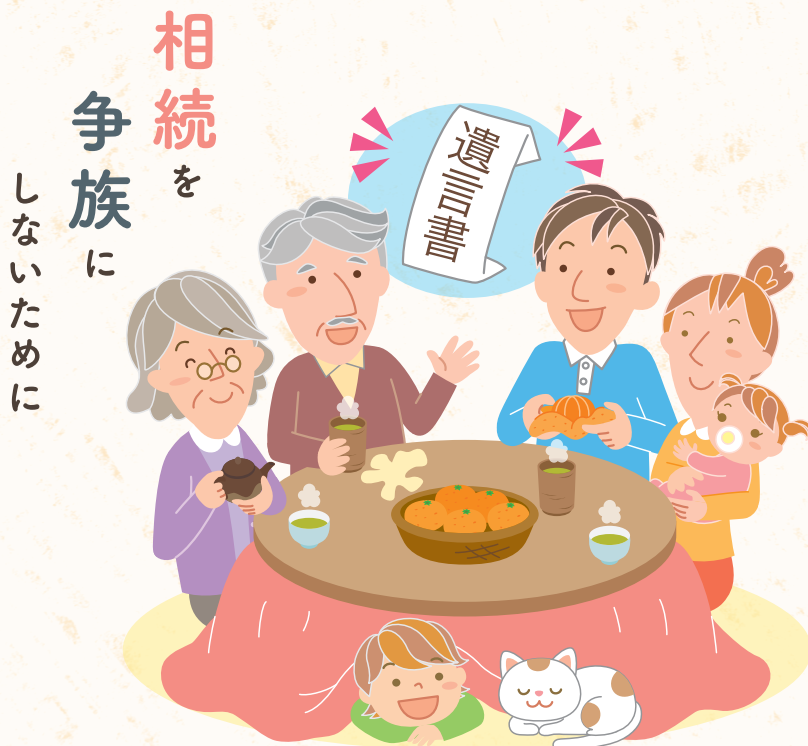


改訂版

組合員のための

# 遺言 生前贈与

活用ガイドブック



J A 全中

もくじ

はじめに

チェックシート

巻頭言 相続での争いを避けるために

## 第1章 備えあれば憂いなし

1. 相続事前対策の柱～争族対策、節税対策、納税資金対策～……14
2. 財産の承継方法を知ろう……17
3. 相続税納税までのスケジュールを知っておこう  
～相続税の申告は10か月以内に行う～……23
4. 期限内に分割できないと損をする（概説）……29
5. 相続トラブルはなぜ起こる～トラブルの分類～……32
6. 相続トラブルはなぜ起こる～トラブルの原因～……35
7. 「いま、相続が起きたら」という姿勢で……38

## 第2章 “遺言”を知る

1. 相続人を確定しよう……42
2. 法定相続分を知ろう……50
3. 相続権が認められない場合とは……57
4. 遺留分のことをよく知っておこう……62
5. 遺留分を軽視してはならない……65
6. 特別受益と寄与分を理解しよう……70
7. 遺言の種類と書ける項目を知ろう……77
8. 遺言書作成のための準備……85
9. 遺言書を作成しよう～自筆証書遺言作成時の注意点～……91

10. 公証人役場での作成手順を知ろう	94
11. 遺言の訂正、取消しについて	98
12. 遺言書記載例	101

### 第3章 遺言で相続税を乗り切ろう

1. 相続税はいくら？	110
2. 「相続させる」遺言は税金を安くさせる	115
3. 期限内に分割できないとこんなに損をする（その1）	117
4. 期限内に分割できないとこんなに損をする（その2）	121
5. 遺言で土地の評価を下げ節税しよう	124
6. 二次相続も考えた遺言で相続争いを防ごう ～次の相続を考え、子や孫に財産を取得させよう～	126

### 第4章 遺言とあわせて活用したい生前贈与

1. 暦年贈与で相続財産を減らす	132
2. 暦年贈与活用のポイントと留意点	135
3. 贈与税の特例を活用する	138
4. 共済掛金（生命保険料）を贈与する	143
5. 投資非課税制度で金融資産を贈与	149

### 附表

民法改正（相続関係）一覧	151
--------------	-----

## コラム

・ 家族信託について	28
・ 土地利用対策と相続対策	39
・ 相続放棄と限定承認	48
・ 第三者が分割協議に関与すると	61
・ 成年後見人の介入と相続	69
・ 遺言信託は遺言“預かり”	84
・ 遺言書を書き間違えたら	93
・ 遺言の取消しについて思うこと	100
・ 「法定相続人」と「相続人」という言葉	113
・ 生産緑地の“2022年問題”	123
・ 養子縁組の利用と留意点	129
・ まずはJAの職員に相談を	148
・ ジュニアNISAを使って孫に贈与	150

# 1

## 相続事前対策の柱 ～争族対策、節税対策、納税資金対策～

### ●「相続対策」＝「節税対策」ではない

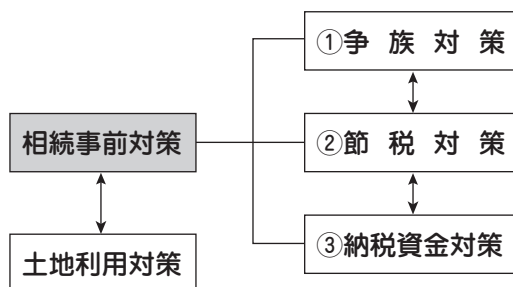
財産を次世代に承継させることを考えるときに、世間では、相続税の「節税」をうまく行い税金を軽くすることだけに重点をおいた話がされることがあるようです。

ですが、いろいろと節税対策をしたにもかかわらず相続人同士の争いにより対策が無意味になってしまったり、逆に節税対策が相続トラブルを引き起こす原因になってしまったりすることもあります。相続の事前対策を考えるときは、決して「相続税がいくら安くなるか」という視点だけで考えることはしないようにしてください。

### ●相続事前対策では3つの対策を考える

相続事前対策は、①争族対策、②節税対策、③納税資金対策の3つの柱から成り立っています。

これに加えて所有している財産の多くが土地である場合には、これらの対策と土地利用対策が密接に関連してきます。



### ① 争族対策

争族対策とは、現実に相続が発生したときに、遺産分割などをめぐる争いが遺族間で起きないようにするための対策です。

代表的なものとしては、遺言書の作成があります。

### ② 節税対策

節税対策とは、被相続人の所有する財産を移転（贈与、譲渡など）したり、土地活用で評価を圧縮したり、法定相続人を増やしたりして、現在予想されている相続税額をできるだけ引き下げる対策です。

代表的なものとしては、生前贈与（暦年贈与）、賃貸住宅の建設、養子縁組などがあります。

### ③ 納税資金対策

納税資金対策とは、現在予想されている相続税額、または②の節税対策を行った後の相続税額に対し、それを支払えるだけの現金（生命共済金等を含む）や、売却して納税資金に充てる財産もしくは物納できる財産を準備しておくものです。

代表的なものとしては、相続税納税用に売却する土地の確保や土地活用による安定収入確保、生命共済の利用、物納などがあります。

近頃、節税対策として賃貸住宅の建設を組合員に強くすすめるハウスメーカーや不動産業者も多いようですが、人口減少のなか20～30年にわたって、上手く賃貸経営を行っていくのは容易ではありません。

賃貸住宅の建設といった「土地利用対策」については、節税対策を目的とするのではなく、将来にわたる経営や暮らしを一番に考え、長期的な分析を行ったうえで実施してください。そして、その結果が相続対策にもなっていると考えるべきであって、本末転倒にならないよう注意する必要があります。

また、家族信託がいろいろと話題となっています。財産の承継の方法として有益なところはありますが、信託によって利益を受ける家族（受益者）に対する遺留分侵害額請求の可否など議論すべき問題も多くありますので、専門家と十分に協議してください。

なお、遺留分については62ページを参照してください。

### ●なによりも“争族”を防ぐことが大切

この3つの柱が相続事前対策の基本ですが、対策が効果を発揮するには、なにより争族を防がなければなりません。

そのため、35ページで説明する相続トラブルの原因などを知ったうえで、相続トラブルを回避するのに有効である、遺言書の作成をぜひ検討してみてください。

# 2

## 財産の承継方法を知ろう

### ●5つの財産の承継方法

財産を次世代に承継させる方法としては、

- (1) 生前贈与
- (2) 売買
- (3) 死因贈与
- (4) 遺産分割協議
- (5) 遺言

が考えられます。以下、(1)~(5)について簡単に説明します。

#### (1) 生前贈与

自分の財産を生前に子や孫に無償で譲渡するものです。贈与というと、一方的な行為と思われがちですが、法律的には契約です。

つまり、あげる側（贈与者）ともらう側（受贈者）との合意が必要ということになります。したがって、親が子供の預貯金口座にお金をあげる目的で勝手に入金しても、もらった子供がこのことを了解しなければ法律的には贈与ということにはなりません。

いまは、親や祖父母が子供や孫名義の預貯金口座を開設する際には本人確認などが必要ですが、昔は比較的簡単に、身内なら家族名義の口座が開設できました。この口座に親や祖父母が名義人に黙って入金をしていることがあり、このお金は名義人のものなのか、それとも入金した人のものなのかが議論され、相続トラブルに発展することもありました。

贈与は契約ですから、双方で贈与の認識が必要ですが、書面作成までは要件とされていません。



しかし、書面がないと贈与かどうかははっきりしないことになり、相続トラブルの原因になりかねませんので、書面は作成しておくべきでしょう。

生前贈与では、生前に自分の財産ではなくなることから、贈与された財産は遺産ではありません。

しかし、その贈与が特別受益<sup>(注1)</sup>であるときは、計算上遺産に取り込まれることもあり、贈与が多額ですと遺留分侵害<sup>(注2)</sup>の対象にもなります。

また、生前の贈与税は相続税に比べて高額になることもあり、生前贈与の活用方法については、J A職員や税理士等の専門家の意見も参考にしてください。

(注1) 70ページ参照

(注2) 64ページ参照

## (2) 売買

自分の財産を生前に相続人に対して売却しておくということも、財産の承継の1つとして考えられます。売却をして相続人名義になったわけですから、その財産は遺産相続の対象とはなりません。

しかし、注意する点もいくつかあります。

財産を適正な値段で相続人に売却したのであれば、被相続人の遺産は売却した財産が遺産からなくなったものの、現金という形で遺産に入り、相続財産の計算上の価値は同じです。

ですが、もし、売却価格が正当な価格より安いということになると、他の相続人としては当然不満を感じます。あまりに安いときは、適正価格との差額については贈与を受けたと同じとして、その差額について特別受益とされることもあります。また、税金の面でも、価格があまりに低いと贈与とみなされる危険があります。

その意味で、生前に財産を相続人に売却するにあたっては、財産の価格に注意をする必要があり、不要な贈与税が課税されないよう税理士などとの事前相談が大切です。

また、購入する側の相続人についても、不動産取得税や、購入後に発生する固定資産税などの負担も事前に理解しておく必要があります。

なお、相続人以外の者に財産を売却し相続に備えるということもあります。とりわけ、処分が困難な物件について、相続前に現金化しておくことは効果的です。処分が困難なのに相続税上の評価が高いという物件については、価格は安くなっても生前に売却しておくということを検討してください。

大切な財産を安く処分することは祖先に対して申し訳ない気持ちになると思いますが、その財産を残すことで、将来、納税の問題が生ずるのであれば、処分してしまうという選択も検討してみてもはどうでしょうか。

### (3) 死因贈与

贈与は前に述べたように、財産をもらう人との間の生前の契約です。

この死因贈与というのは、あげる人（贈与者）の死亡によって効力が生じる贈与のことです。簡単にいえば、自分が死亡すれば、この財産を相手（受贈者）に無償であげるという契約です。

受贈者が先に死亡したときには、原則として死因贈与契約の効力はなくなるとされています。問題は、死因贈与契約の後、贈与者側から、この契約の撤回が可能かです。死因贈与の場合、受贈者との契約なので、一方的に撤回できるかが問題となるのです。

まず、書面を作成していない死因贈与であれば、贈与者は生前に撤回することが可能です。また、死因贈与契約を書面でしていたときも撤回することは可能と考えられます。ただし、負担（負債などマイナスの財産）付の死因贈与については、受贈者が負担部分を既に履行している場合は贈与の撤回はできないとしています（ただ、これらの撤回については諸説ありますので注意が必要です）。

いずれにせよ、自分の財産の処分を決めることですので慎重に検討をするべきで、安易な気持ちで契約をしてしまい、後でこれを撤回するという

ことがないように専門家とよく相談をしてください。

なお、死因贈与契約を締結する場合、不動産に対して仮登記を設定することもあります。

また、死因贈与の場合の課税は、贈与税ではなく相続税となります。

#### (4) 遺産分割協議

遺産分割協議は相続開始の後、相続人らの協議によって財産を承継する方法です。

相続人間の話し合いで協議ができる場合と、話し合いで解決ができずに裁判所で解決する場合があります。裁判所で解決する場合には、家庭裁判所での調停で解決するときと、調停でも解決しないために審判で解決する場合があります。

相続人間の自由な話し合いで財産の承継がスムーズに行くケースがほとんどだと思いますが、なかには相続人間でいろいろと話し合い、やっとのことで遺産分割協議が成立することもあります。

遺産分割協議では、法定相続分<sup>(注1)</sup>を前提に、被相続人の負債をどうするかなども含めて相続人間で自由に遺産を分割して承継します。必ずしも法定相続分どおりでなくてもよいわけです。

ただし、負債の承継を法定相続分どおりにしないときは、債権者の承諾が必要です。

しかし、話し合いがうまく行くとはいりません。この場合には、相続人の誰かが遺産分割調停を家庭裁判所に申立て、裁判所の調停委員を介して相続人間での話し合いをします。この場合には、以下の点に注意してください。

##### ① 遺産の範囲が確定していること。

遺産分割の調停は遺産をどう分割するかの調停ですから、遺産の範囲

が確定していることが前提です。この財産が遺産か否かは調停で決めるわけではなく、その点について争いがあるのなら地方裁判所で遺産か否かを決める必要があります。

② 遺産の評価について合意ができるか。

遺産を物理的に分けられないときはお金での調整になります。そのため、遺産をいくらと評価するかの問題があります。調停や審判では時価が前提ですので、その時価をどうやって決定するかでトラブルになることもあります。一般には、例えば「相続税評価額をもって（小規模宅地等の減額は除く）時価評価額とする」などと相続人同士で合意しますが、合意できないときは財産の評価を不動産鑑定士などに依頼することとなり、これには高額のコストが生じます。

③ 負債や貸付金などは対象外であること。

遺産分割の調停は資産をどう分けるかの問題であり、負債をどう分配するかは原則として協議対象とされません。

また、貸付金など法律上の可分債権とされているものは、法定相続分に応じて相続人が分割取得するとされることから、原則として遺産分割の対象とはされていません（相続人の合意があるときは別です）。

なお、預貯金については、裁判所は遺産分割の対象としています。

④ 寄与分<sup>(注2)</sup>を主張するのであれば、寄与分を定める調停の申立てをあわせてしておくこと。

寄与分を主張するためには、遺産分割の調停とは別に寄与分を定める調停の申立てが必要となり、この申立てをあわせてすると遺産分割調停と一緒に議論されることとなります。もし、遺産分割の調停が不成立で審判に移行した場合、予め寄与分を定める調停の申立てをしていないと、審判では寄与分は審理されないこととなります。

(注1) 50ページ参照

(注2) 73ページ参照

## (5) 遺言

(3)の死因贈与は死亡を条件とする贈与契約ですが、遺言は遺言者の一方的な行為で財産を承継させようというもので、一定の要件を充たす必要があります。財産の承継について、遺言をした人（遺言者）からの一方的なものが遺言、もらう人（受贈者）との契約が死因贈与と考えてください（遺言により財産をもらう人は「受遺者」と呼びます）。

遺言について詳しいことは第2章で説明しますが、相続トラブルをできるだけ防止するというのを考えると、遺言書の作成はその有効な手段です。

遺言があれば自分の財産を死後どうしてほしいかを明確にすることができ、財産の取り合いを防ぐことが可能です。また、遺言があれば相続人は他の相続人の協力なしに財産を承継することもできます。

その意味で、相続トラブルが予想されるようなときには遺言書を作成してみることを検討してください。

もちろん、遺言をするということは相続人に対して財産を均等に与えないということであり、いってみれば、親が子供に対して成績をつけるようなものかもしれません。そのため、遺言をすることは何かむずかしいことというほかに、相続人に対して自分の考えを示すことへの抵抗感があるかもしれません。

しかし、大切に守ってきた財産が相続トラブルでめっちゃめっちゃにされてもよいのでしょうか。それでは何のために長年にわたり財産を守ってきたことになるのでしょうか。

相続人らにとっても遺言内容を遺言者の死亡後に知ることは大変に辛いことかもしれませんが、遺言内容を知ることによって遺言者の気持ちをきっと理解してくれるでしょう。

# 5

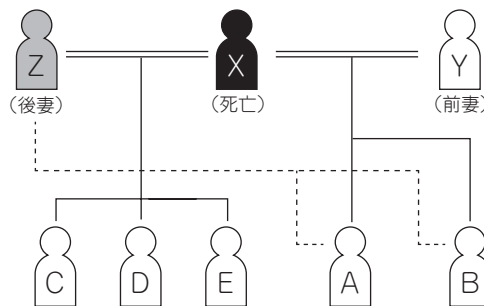
## 遺留分を軽視してはならない

### ●遺言では遺留分への配慮が争族を防ぐ

遺留分については、前節でどのようなものかわかったと思います。遺言をするときは、この遺留分への配慮を忘れないようにすることが、相続トラブルを防ぎ、遺言に記した被相続人の思いが大切にされることとなります。

### ●遺留分でトラブルになった実例

遺留分を軽視してはならないことをお伝えするために、ある事案を紹介します。



- ・ X（既に死亡）には前妻Yとの間に、AとBの2人の子がいます。
- ・ Xは後妻Zとの間に、C、D、Eの3人の子がいます。
- ・ 子AとBは、後妻Zと養子縁組をしています。

このような関係で、後妻Zが遺言書を残して死亡しました。公正証書遺言です。遺産としては、河川敷の土地（資材置場として貸借中）、自宅敷地と敷地内にあるアパート1棟（土地全体で約400坪）でした。

遺言は、「C、D、Eの3人で3分の1ずつ分けよ」という内容でAと

Bについての記述は全くありませんでした。

AとBは後妻Zとは養子縁組をしていましたから、相続人としては、C、D、Eと同等の立場にあり、遺留分としては、1人あたり遺産全体の10分の1 ( $1/2 \div 5$ 人)の遺留分があります。

相続税の対象となる相続税上の評価額は約2億円でしたので、遺留分として侵害されている価額は、この税法上の価額を遺留分侵害額請求のときの遺産総額としても、AとBの合計で4,000万円になります ( $2 \text{億円} \times 1/10 \times 2$ 人)。

AとBの2人は、C、D、Eの3人に対して、当然、遺留分侵害額請求権を行使し、直ちに家庭裁判所に調停の申立てがなされました。

後妻Zの子のうち、Cは遺産の土地の上で生活もしており、C、D、Eの3人はいずれも資力が十分にあるわけではありません。結局、AとBは現金で4,000万円を支払えば和解するということになりましたが、Cたちは資力が無いので、土地を売却して支払いに充てることになりました。

### ○売れないような土地では…

ところが、河川敷の土地は売却の可能性が全くありません。そこで、400坪の自宅敷地の一部を売却して現金を捻出することにしました。土地の評価からすると、50坪位を売却すればよいだらうとCたち3人は考えていました。しかし、現実はそのまゝは行きません。

土地は400坪あるのですが、その中にアパートや物置小屋などが無秩序に配置されていたため、その売却用の土地を用意するためには、どうしても造成工事をする必要が生じたのです。造成していなかったため、自宅敷地の土地の評価が低かったということにもなるのですが、4,000万円を捻出するには造成工事費用も捻出する必要が生じました。その結果、C、D、Eは自宅敷地の半分近くを手放すこととなってしまったのです。

○遺言書の内容に注意していたら…

もし、後妻Zが遺言書を作成するにあたって、AとBの遺留分のことを考えていたら、自宅敷地を半分も失うことにはならなかったでしょう。

A、Bに対しては何らかの形で遺留分に相当する資産を与える旨の遺言をしていたら、それで解決していたはずですが。もちろん、現実の相続発生時に遺留分の侵害が全くないとも断定はできません。しかし、ある程度は遺留分として確保されているのですから、相続後のCたち3人の負担額も、もっと小さくてよかったです。

ところで、万が一、Cたち3人がA、Bとの和解をしなかったとしたら、どうなっていたでしょうか。裁判になり、遺留分の確保は裁判所が決することとなります。

そして、裁判の中で相続対象財産の価額をいくらとするかを争ったり、あるいは裁判所を介して土地の鑑定評価をしたりして裁判所の判断が示されます。

その示された金額の用意ができないときは、財産（相続財産を含む）に対して差押えとなり、競売される危険性が生じることになります。

このような事態は、Cたちとしては望みません。そこで、苦渋の選択の結果、土地の売却をして4,000万円の捻出をするという結論を出したわけなのです。

●「ハンコ代」では済まなくなった相続

遺留分に関する争いは、近年、非常に多くなっています。

従来は、跡継ぎに遺産の大半を相続させるのは当たり前で、他の相続人は、いわゆる「ハンコ代」程度をもらって相続は終了ということが多かったと思います。そういう事情でしたので、遺言でも遺留分のことには、あまり配慮がされてきませんでした。

しかし、現在は全く状況が異なります。



農家なので「農地を含めた遺産は全部跡継ぎに」と安易に考えていると、跡継ぎが兄弟姉妹から遺留分侵害の訴えを起こされる可能性もあり、遺言を書いたのに農地がバラバラになってしまうことにもなりかねません。

遺言では常に遺留分のことを頭の片隅に入れておいてください。

## ●民法の改正

令和元年7月1日から改正民法が施行されました。改正民法では遺留分侵害があるときは、金銭の支払いを求めることで解決することになりました。

そうすると、以前のように土地等を分割して解決することが当然にはできなくなったことから、土地等を売却して遺留分のトラブルを解決しなければならない事例が多くなる可能性が考えられます。

## ●農地の評価でトラブルになることも

ただ、遺留分を考えるとき、遺産の何割が遺留分だといっても、その遺産全体の価額が問題になります。なぜなら、遺留分侵害額請求を行う側にとっては、遺産全体の価額をできるだけ大きく評価することが、受け取る遺留分の価額を大きくすることになるからです。

遺産の価額については、相続開始時の時価を基準として計算します。固定資産税や相続税の評価額ではありません。

ここで問題になるのは、生産緑地を相続し、相続税の納税猶予を受けている場合です。この農地の価額を評価する際に、固定資産税の評価額としてくればよいのですが、宅地並みの時価で評価したうえで遺留分侵害額請求がなされると、農地を取得した相続人が大幅に他の相続人の遺留分を侵害していると主張されることになり、困ったことになります。

生産緑地や相続税納税猶予など農地に関する制度は、裁判官でさえ詳しくないことが多いので、農地の評価が問題になった場合には、速やかに農地制度に詳しい弁護士などをJAに紹介してもらってください。

## コラム 成年後見人の介入と相続

判断力を欠く状態の人の権利を保護するため、成年後見制度の利用が広く推奨されています。制度としては必要なものではありませんが、相続のことを考えると注意が必要です。

相続人の1人が成年後見の審判を受けているような場合で、遺産分割協議が必要なときには、相続人である被成年後見人に代わって成年後見人が遺産分割協議に介入します。

成年後見人は被成年後見人の権利を擁護することが職責ですので、法定相続分を主張する可能性があります。

例えば、長男が被成年後見人の施設入居費用などの面倒はみるのだから、その被成年後見人の相続分は少なくともよいだろうという考えが必ずしも通用しないのです。

また、配偶者が元気なうちに夫が遺言をした事例ですが、子供が不仲なので、夫の相続のときに遺産の多くを農業後継者である長男に相続させ、配偶者分はわずかにしておくとの内容で、配偶者も了解していました（これで、配偶者の遺産が少なくなり、配偶者の相続のときのトラブルを防げる予定でした）。ところが、その後、配偶者に成年後見人が就任し、なんと夫が死亡した際に、成年後見人から長男に遺留分侵害額請求がなされました。

遺留分がある以上、成年後見人は侵害額請求するのが職責であり、これをしないのは職務怠慢になるそうです。これでは、夫の遺言の趣旨が反映されないことになってしまいます。

配偶者としては、自分の判断力がなくなるとは考えていなかったと思いますが、遺留分より少なくともよいというときは、裁判所に対して遺留分の放棄許可を相続前に得ておく必要も考えなければいけないということでしょう。

（草薙一郎）

# 6

## 特別受益と寄与分を理解しよう

「法定相続分を知ろう」のところ（56ページ）で、特別受益や寄与分は法定相続分を修正するようなものだと説明しました。ここでは、このことを少し詳しく説明します。

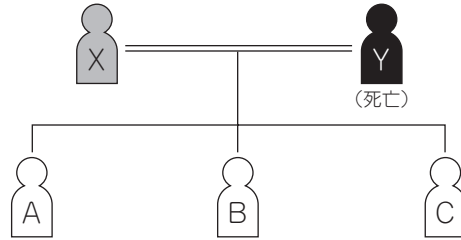
### ●特別受益について

相続人の中で、被相続人から以下の行為をしてもらった者については、特別受益を受けた者とされます。

- ・被相続人から遺贈を受けた者
- ・被相続人から婚姻のため贈与を受けた者
- ・被相続人から養子縁組のため贈与を受けた者
- ・被相続人から生計の資本として贈与を受けた者

以上に該当する相続人は特別受益者として、遺産分割にあたっては、一定のルールに従った対応を受けます。

具体的には、被相続人の相続開始のときの財産の価額に特別受益となる生前贈与の価額を加算して、加算後の価額全体を相続財産として法定相続分を算出し、ここから各相続人が贈与で取得した分を差し引いたものが、特別受益を考慮した法定相続分となります。



例えば、Xには子3人（A、B、C）がいたとします。

- ・ Bは生活費としてXより600万円の生前贈与を受けています。
- ・ X死亡時の財産は9,000万円。
- ・ XはAに3,000万円、Bに2,000万円、Cに3,000万円分の財産を相続させることとした遺言を残しています。

この例では、Xの財産のうち遺言に記されていない1,000万円分の財産が遺産分割協議の対象となります。この1,000万円分の法定相続分は以下のように計算します。

まず、X死亡時の財産に生前贈与分を加えた9,600万円（=9,000万円+600万円）を、Xの相続財産とみなします。そして、この9,600万円から各相続人の法定相続分を算出し、生前贈与分と遺贈分を控除したものが、特別受益を考慮した法定相続分となります。

$$9,600\text{万円} \div 3\text{人} = 3,200\text{万円} / \text{人}$$

	(生前贈与分)	(遺贈分)	
A	3,200万円	0円	- 3,000万円 = 200万円
B	3,200万円	600万円	- 2,000万円 = 600万円
C	3,200万円	0円	- 3,000万円 = 200万円
			計 1,000万円

いうまでもなく、協議がまとまれば、遺言に記されていない1,000万円分の財産をA、B、Cがどのように分けようが問題とならないのですが、協議がまとまらず遺産分割の調停や審判となったときには、裁判所は前ページのような考え方を採用します。

### ○「持ち戻し」とは何か？

以上のとおり、いってみれば、生前贈与は遺産の先取りですから、相続発生時に調整をすることになります。これを「持ち戻し」と呼んでいます。

ただ、贈与した側、つまり被相続人としては、贈与したものは贈与したもので、残りを法定相続分としてくれと考えることもあるでしょう。こういう場合には前述のような処理をしないでくれと意思表示することができます。これを「持ち戻しの免除」といいます。

民法の改正により、婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対して、居住用の建物またはその敷地を遺贈または贈与したときは、持ち戻し免除の意思表示をしたものと推定されることになりました。この改正は、令和元年7月1日以降の遺贈または贈与から適用されます。

### ○遺留分との関係

生前贈与が大きく、他の相続人の遺留分が不足するときは、侵害額請求の対象となります。このことは、被相続人が持ち戻し免除の意思を示しても関係ありません。

### ○特別受益の対象となる生前贈与

特別受益の対象となる生前贈与ですが、民法では期間の制限はありませんので、理論上はかなり以前のものも対象となります。このうち遺留分侵害額請求の対象となる贈与は原則として相続開始前1年までのものですが、その贈与が特別受益のときには、従前はこの期間の制限はありませんでした。ところが、民法の改正により令和元年7月1日以降に発生した相

続については、相続開始10年前までの特別受益が遺留分侵害の対象となりました。

なお、遺産に生前贈与の価額を加算すると説明しましたが、その価額は「いつの価額か」が問題となります。これについては、「相続発生時」の価額が加算されるとされていますので、不動産が値上がったときに相続が発生したときは、その上昇した価額が加算の対象となります。

また、相続人自身が受領していなくても、相続人の代わりに配偶者が受領したようなときは、相続人が受領したとみなされることもあります。

代襲相続人がまだ相続権のないときに贈与された場合（例えば、祖父から孫が贈与を受け、その後、孫の親が死亡して、孫が祖父の代襲相続人になったような場合）も、特別受益の対象の贈与と考えられています。また、親が贈与を受けたのち死亡したため孫が代襲相続人となったとしても、同様に考えるべきだと理解されています（ただ、これらについては諸説あるので注意が必要です）。

以上のような特別受益ですが、相続人間の協議では、誰が何をもらったとか、もらわなかったとかで、しばしば相続トラブルの原因となることがあります。親としては生前に子たちへの援助をするのはよいのですが、援助の内容に差があると、自らの行為が原因で相続トラブルを起こさせていることになるわけです。

なお、特別受益は相続人間で協議ができれば、その協議の内容で解決することになります。もし、協議できないときは遺産分割の調停や審判となり、裁判所の判断を示してもらうことになります。

## ●寄与分について

相続人の中で、

- ・被相続人の事業に関する労務の提供や財産上の給付

- ・被相続人の療養看護
- ・その他の方法

をすることで、被相続人の財産の“維持または増加”について「特別の寄与」がある人に対しては、その寄与の評価額を優先して与えようという制度があります。

したがって、被相続人に対して何かの貢献をしていたとしても、この要件に該当しなければ、寄与は認められないわけです。

### ○寄与分が認められるハードルは高い

入院している被相続人の見舞いに行ったとか、行かなかったとかいう主張をしているケースがありますが、見舞いに行ったか否かは、人としての評価の問題であって、寄与を考える対象にはなりません。

また、親と同居している子については、親の面倒をみており、さらに同居することによるいろいろな問題があるはずですが、単なる同居では「特別の寄与」とされていません。

親の判断力がなくなり、子や孫たちが自分の生活に支障が生じていても親を看護しているといった状況でないと、なかなか寄与とはならないようです。

寄与については、遺産分割協議の際に主張されてくることが多いのですが、その多くが「特別の寄与」とはいえません。

前述の同居のケースも、寄与分が認められなくなれば親と同居などしなければよかったと考える相続人やその配偶者もいることでしょう。同居することで目に見えない苦勞はつきものです。しかし、元気な親との同居は寄与とはいえないのです。子は老いた親の面倒をみるものということかもしれません、何か腑に落ちない気がします。

同居して面倒をみてくれた子の日々の努力が評価されるためにも、親としては遺言を活用し感謝を伝えることがよいのではないのでしょうか。

○遺産分割調停とは別に申立てが必要

もし、相続人の中で寄与分を主張する人がいて、相続人間の協議で寄与の評価ができるときは、まず、その評価分を寄与者に取得させ、残った遺産を分割するという形が本来の姿です。

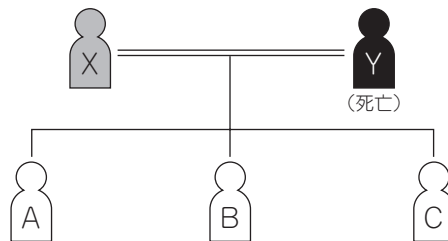
しかし、寄与の有無や評価について相続人間での協議ができないときは、遺産分割協議も成立していないでしょうから、遺産分割調停や審判になるでしょう。寄与分を主張したい相続人は遺産分割調停とは別に、寄与分を定める調停の申立てをしておく必要があります、この申立ては遺産分割調停と併合されていくことになります。

そして、遺産分割調停が不成立となり審判に移行するときには、寄与分を定める調停も審判に移行して、裁判所の審判の対象となります。

つまり、遺産分割調停とは別に、寄与分を定める調停の申立てをしておかないと、少なくとも遺産分割の審判では寄与分について裁判所は判断はしませんので、注意してください。この点が特別受益の主張と違う点になります。

●特別受益と寄与分が両方ある場合

特別受益と寄与分とが重なる場合の処理方法について説明します。



- ・ X死亡時の財産は9,000万円。
- ・ Aは生活費としてXより600万円の生前贈与を受けています。
- ・ BはXに関して寄与分があり、評価額は300万円です。



$$9,000\text{万円} + 600\text{万円 (生前贈与分)} = 9,600\text{万円}$$

$$9,600\text{万円} - 300\text{万円 (寄与分)} = 9,300\text{万円}$$

$$9,300\text{万円} \div 3\text{人} = 3,100\text{万円} / \text{人}$$

(生前贈与分) (寄与分)

$$A : 3,100\text{万円} - 600\text{万円} + 0\text{円} = 2,500\text{万円}$$

$$B : 3,100\text{万円} - 0\text{円} + 300\text{万円} = 3,400\text{万円}$$

$$C : 3,100\text{万円} - 0\text{円} + 0\text{円} = 3,100\text{万円}$$

以上のようになりますが、このような場合の計算方法については諸説ありますので、必ず専門家に相談してください。

### ●「特別の寄与」制度について

民法の改正で、令和元年7月1日から「特別の寄与」制度が施行されました。これは前述の寄与分を主張できる相続人と同様のことをした相続権のない者が、相続人に対して寄与に応じた金銭の支払いを請求できる制度です。相続人との協議で整わないときは、裁判所に申立てることができます。ただし、期間の制限があるので注意してください。特別の寄与をした者が相続の開始および相続人を知ったときから6か月を経過し、または相続開始から1年を経過したときは申立てはできません。